

一般社団法人スーパー連携大学院コンソーシアム 会長、副会長及び監査役の選任に関する申し合わせ

一般社団法人スーパー連携大学院コンソーシアム定款細則第11条に定める会長、副会長及び監査役の選任については、下記の申し合わせによるものとする。

- 1 会長候補者、副会長及び監査役は、定款細則第4条に定める、以下の会員種別の会員とする。
 - (1)正会員A
 - (2)正会員B
 - (3)正会員C(平成29年6月13日変更)
- 2 会長候補者は、前期の会長・副会長会議において選任し、総会に提案する。ただし、会長、副会長と監査役は兼ねることはできない。
(平成29年6月13日変更)
- 3 副会長及び監査役は、前期の会長・副会長会議において選任し、総会に報告する。
(平成29年6月13日変更)
- 4 特段の事由がある場合は、会長候補者、副会長及び監査役を第1項に定める正会員以外から選任し、前期の会長・副会長会議において候補者を選任し、総会に提案する。
(平成29年6月13日変更)
- 5 会長、副会長及び監査役の任期は、コンソーシアムの事業年度と同一とし、1期2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この申し合わせは、平成27年4月1日より施行する。
附 則 (平成29年6月13日変更)
- 2 この申し合わせは、平成29年6月13日から施行する。